

大雨等被害による義援金の受付について

平成29年7月5日から発生した大雨等により、福岡県、大分県では人的被害をはじめ、家屋倒壊等の甚大な被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が適用されました。

この災害で被災されたかたへの支援のため、妙高市共同募金委員会では、下記のとおり義援金を受付しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた義援金は配分委員会を通じて、被災者に配分されます。

記

1. 義援金の受付

(1) 福岡県共同募金会による義援金募集

①義援金の名称「平成29年7月5日から的大雨災害義援金」

②受付期間 平成29年12月28日(木)まで

(2) 大分県共同募金会による義援金募集

①義援金の名称「大分県豪雨災害義援金」

②受付期間 平成29年12月28日(木)まで

2. 受付場所

- ・いきいきプラザ 1階 入口受付、3階 社会福祉協議会窓口
- ・妙高保健センター 1階 社会福祉協議会妙高支所
- ・妙高高原支所 1階 社会福祉協議会妙高高原支所

※領収書が必要な場合は、窓口でその旨をお伝えください。領収書を発行します。

3. 問い合わせ

妙高市共同募金委員会(妙高市社会福祉協議会)

妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階

電話 0255-72-7660